(仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書 についての意見の概要と事業者の見解

令和 6年 5月

日本風力エネルギー株式会社

(空白のページ)

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された	
環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

(空白のページ)

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及 びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年3月29日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

令和6年3月29日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・東奥日報 (朝刊)
- ・デーリー東北(朝刊)
- ②地方公共団体の広報誌によるお知らせ

「別紙2参照]

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- 広報さんのへ
- 広報しんごう
- 広報たっこ
- 広報とわだ
- ③ インターネットによるお知らせ

[別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- 当社ウェブサイト
- ・青森県ウェブサイト
- ・十和田市ウェブサイト

④ケーブルテレビによるお知らせ

[別紙 4 参照]

・田子町ケーブルテレビに「お知らせ」を掲載した。

(3) 縱覧場所

地方公共団体庁舎 6 か所、コミュニティセンター1 か所及びインターネットの利用による縦 覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

・三戸町役場まちづくり推進課 : 青森県三戸郡三戸町在府小路町 43

•三戸町斗川支所: 青森県三戸郡三戸町斗内清水田 14

・三戸町猿辺支所 : 青森県三戸郡三戸町貝守北向下田 32

・新郷村役場農林課 : 青森県三戸郡新郷村戸来風呂前 10

•田子町役場 2 階談話室 : 青森県三戸郡田子町田子天神堂平 81

• 十和田市役所本館 3 階政策財政課:青森県十和田市西十二番町 6-1

② コミュニティセンター

・十和田市西コミュニティセンター:青森県十和田市奥瀬中平70-3

③ インターネットの利用

「別紙3参照]

・当社ウェブサイトに方法書の内容を掲載した。https://venaenergy.co.jp/5049

(4) 縦覧期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月30日(火)までとした。

※令和6年5月1日(水)から令和6年5月14日(火)までの意見書提出期間も引き続き 閲覧可能な状態とした。

自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁時とし、コミュニティセンターは当該コミュニティセンター開館時とした。インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は4名であった。

(内訳)

・三戸町役場まちづくり推進課 0名・三戸町斗川支所 0名

・三戸町猿辺支所 0名

· 新郷村役場農林課 0 名

•田子町役場2階談話室 1名 •十和田市役所本館3階政策財政課2名

・十和田市西コミュニティセンター 1名

(参考)

・インターネットによる閲覧 379 件(令和6年5月14日まで)

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を 開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

令和6年3月29日(金)

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

<三戸町>

・開催日時:令和6年4月11日(木)18時30分から

・開催場所:三戸町杉沢ふるさと会館(青森県三戸郡三戸町大字貝守字杉沢向平57-2)

· 来場者数:6名

<新郷村>

・開催日時:令和6年4月12日(金)13時30分から

・開催場所:新郷村都市農村交流センター(美郷館)

(青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10)

· 来場者数:4名

<田子町>

・開催日時:令和6年4月12日(金)18時30分から

・開催場所:田子町立中央公民館(青森県三戸郡田子町田子柏木田 169)

· 来場者数: 14 名

<十和田市>

・開催日時:令和6年4月13日(土)10時00分から

・開催場所:十和田市西コミュニティセンター(青森県十和田市大字奥瀬字中平70-3)

· 来場者数:9名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙5参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月29日(金)から令和6年5月14日(火)までの間 (縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は10件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1とおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	(仮)三戸風力発電事業の実施区域についてですが、コウモリの希少種が存在し、クマタカ、イヌワシなどの希少もうきん類生息地に近く、ハチクマ、コハクチョウの渡りルートであり、重要野鳥生息地であり、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域であり、ふるさと森と川と海保全地域であり保安林がある場所です。バードストライクが起こることがわかっている風車をなぜこの場所に建てるのですか?	対象事業実施区域及びその周囲において、希少なコウモリ類やクマタカ、イヌワシを含めた希少猛禽類の生息、コハクチョウといった渡り鳥の渡りルートが存在する可能性を踏まえ、方法書に記載しておりますようにコウモリ類及び希少猛禽類の生息状況、渡り鳥の飛翔ルートを把握するための調査を実施することと保安林につきましては、関係機関と協議のうえの場所は風況が良く、また風力発電に必らまいります。この場所は風況が良く、また風力発電に必らまいります。この場所は風況が良く、また風力発電に必らまいります。

(音目聿 2)

(意見書 Z)		
No.	意見の概要	事業者の見解
2	人の勝手な価値観でこれ以上地球環境をこわさないでほしい。	地球環境の保全は、温暖化防止も重要なテーマのひとつと考えております。再生可能エネルギーを活用し二酸化炭素の排出量を削減することのできる風力発電は、地球環境の保全にも貢献できる側面を持っております。また、特定の発電方式に偏ることなく複数の方法で発電することは、エネルギーミックスの観点からも重要と考えております。 一方、風力発電機の設置に伴い土地の改変を行いますので、環境影響に配慮し改変面積を極力少なくなるような事業計画にするように努めてまいります。
3	いくらエネルギーだとか言って、今の価値が変われば風力発電も止めるのでしょう? 残されたモノは?	科学技術の発展により、将来、風力発電より 効率的、かつ環境保全にも有益な発電方法が発明され、既に設置した風力発電施設が不要になるような事態も仮定の話としてはあり得ます。 しかし、運転開始後、設置した風力発電機を撤去するための費用は積み立ててまいります。 もし、風力発電機を撤去する必要が生じた場合であっても、そのまま放置するようなことはございません。
4	今ある自然を自然のままに。 お金という価値と、これから生まれてくる子供 たちに自然を残すのがどっちが大事なのかを 考えてください。	人が生活するうえで電気は必要不可欠な存在となっています。二酸化炭素の排出量削減、エネルギーミックス、さらに輸入に頼らないエネルギーとして、風力発電の活用はエネルギー安全保障の観点からも重要と考えております。

将来の子供達のために自然	《を残すことはも
ちろん重要ですが、その子供	とちが安定した生
活ができるように電力の供給	合体制を整えるこ
とも同様に重要と考えており	ます。
どのような発電方法であっ	ってもそれぞれ長
所短所があり、自然に対して	可らかの負荷をか
けますが、今後、環境影響調	査を実施し、自然
に配慮した事業になるように	ニ計画してまいり
	将来の子供達のために自然 ちろん重要ですが、その子供が 活ができるように電力の供給 とも同様に重要と考えており どのような発電方法であっ 所短所があり、自然に対して付けますが、今後、環境影響調査 に配慮した事業になるように

ます

(意	見書 3)	
No.	意見の概要	事業者の見解
5	生態系の撹乱、土砂災害、景観破壊の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。	いただいたご意見を踏まえ、ご懸念を払しょくできるよう、影響を回避または極力低減できるような事業となるよう検討いたします。
	■風車番号 風車番号が付けられていません。意見書を書く ために必要ですから暫定でも結構です、付けく ださい。本意見書では西から東に向かって付け た以下の風車番号を用います。 #1 N40° 24'33" E141° 00'44"	風車番号は準備書以降で明示いたします。なお、本ご意見で付けていただいた風車番号の位置は以下のようになります。
	#2 N40° 24'21" E141° 00'55" (標準点 523m の近く) #3 N40° 24'30" E141° 01'29" #4 N40° 24'27" E141° 02'18" #5 N40° 24'09" E141° 02'01" (標準点 500m の近く)	#14 #15 #16 #2 #4 #13
	#6 N40° 24'01″ E141° 01'60″ #7 N40° 23'49″ E141° 01'44″ #8 N40° 23'41″ E141° 01'45″ (標準点 557m の近く) #9 N40° 23'29″ E141° 02'02″	#6 #5 #7 #8 #12 #9 #11
	#10 N40° 23' 20" E141° 02' 12" #11 N40° 23' 30" E141° 02' 21" #12 N40° 23' 41" E141° 02' 20" #13 N40° 23' 28" E141° 03' 18" #14 N40° 24' 44" E141° 03' 33" #15 N40° 24' 45" E141° 04' 16"	#10
	#16 N40° 24' 37" E141° 04' 16"	
6	■ツキノワグマ 2016 年に十和利山山麓でツキノワグマの襲撃 による死亡事故が起きました 1)。	今後実施する現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲におけるツキノワグマの生息状況を把握してまいります。その結果は環境影響評価準備書において記載いたします。
	対象事業実施区域とその周辺はツキノワグマのすみかです。そこに風車を多数設置することは、彼らの生活を撹乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。	緑の回廊については、対象事業実施区域には 含まれず、改変する予定もございません。 クマと風力発電施設との関係性については、 国内外での最新の知見の収集に努めるととも に、専門家のご助言等もいただきながら適切に 対応してまいります。
	海外では哺乳類の風車の忌避(displacement)が報告されています 2)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょうか。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのことです。も、ツキノワグマなどの	

ないとのことです。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数kmに及ぶならば、風車は明らかに生態系を撹乱していると

いえます。

また、対象事業実施区域は緑の回廊と近接し ています。緑の回廊はツキノワワグマなどの大 型哺乳類が自由に移動するために設けられた ものです。 対象事業実施区域周辺にはすでに 18 機の風車 が稼働しています。今後本事業を含めて 103 機が設置される計画です。ますますツキノワグ マの生息地が奪われて、ふもとの集落に出現す る頻度が増加することは十分に予想されます。 ツキノワグマを含む大型哺乳類に対する風車 の影響についてのエビデンスが十分に蓄積さ れ、精度の高いモデルが構築されるまで本事業 は中止すべきです。 1) 十和利山熊襲擊事件 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8D%81%E 5%92%8C%E5%88%A9%E5%B1%B1%E7%86%8A%E8%A5% B2%E6%92%83%E4%BA%8B%E4%BB%B6 2) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影 響評価の手法と課題(平成31年3月)|陸上風 力発電事業による生態系への環境影響評価の 手法と課題に関する委員会 7 ■保護樹帯の天然林 保護樹帯に該当する林分については極力改 風車#1~#13 は国有林内に設置される予定で 変を最小化させるよう検討してまいります。ま す。スギ、カラマツの植林を囲むように樹齢 た、国有林となるため、改変場所等については 100年を超えるブナ、ミズナラの天然林が残さ 影響が小さくなるよう関係機関と協議しなが れています。これらの天然林を切らないでくだ ら、適切に事業計画を検討してまいります。 さい。これらの天然林は風害や土砂災害から人 工林を守るために伐採せずに残されたもので す。 特に下記の風車は保護樹帯にあります。 #7,#8 594_林班_ほ #10,#11 588_林班_る ■地すべり地形 地すべり地形については、防災上の観点から 対象事業実施区域には地すべり地形が広く分 関係機関と十分に協議いたします。 布しています3)。風車#9,#13は地すべりの冠 頂部に設置されます。これらの場所の樹木を伐 採したり、土地を改変しないでください。危険 です。 3) 防災科学研究所地すべり地形分布図 https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap ■遷急線 遷急線付近の改変にあたっては、関係機関と 風車#2,#4,#9,#11,#12,#13 は遷急線の近くに 十分に協議し、防災上必要な対策を講じるなど 設置されます。遷急線とは尾根から谷に向かっ 安全に配慮した計画といたします。 て斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地 点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる 場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、 最も崩壊の可能性が高い場所です。これらの場 所の樹木を伐採したり、土地を改変しないでく ださい。危険です。 五戸川沿いに位置する保健保安林について 10 五戸川沿いの畦畔林の景観を大きく損なう可 は、本事業による改変は行わない事業計画とし 能性があります。この一帯は保健保安林に指定 ております。眺望景観に配慮した事業計画とな されています。 るよう努めてまいります。

日刊新聞に掲載した公告

○令和6年3月29日(金) 東奥日報(朝刊)、デーリー東北(朝刊)

ニティセンター※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時談話室、十和田市役所本館三階政策財政課、十和田市西コミュ川支所、三戸町猿辺支所、新郷村役場農林課、田子町役場二階五、縦覧の場所・時間 三戸町役場まちづくり推進課、三戸町斗 四 事務所の所在地で事務所の所在地で、事業者の名称の名称のの名が、 、縦覧の場所・時間 三戸町役場まちづくり推進課、三戸青森県三戸郡三戸町、新郷村、田子町及び十和田市、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、対象事業実施区域 青森県三戸郡三戸町及び新郷村 東京都港区虎ノ門二丁目十番四号オークラプレステージタワー十七階、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社 〒一〇五-〇〇〇一 電話〇三(六四 電子縱覧 https://venaenergy.co.jp/5049 七〇番地三)令和六年四月十三日(土)十時から令和六年四月十二日(金)十八時三〇分から日子町立中央公民館(田子町田子柏木田一六九番地) 力発電所設 0 |評価法||に基づき、「(仮称)||三戸風力発電お 知らせ :最大六万七千二百キロワット(基数:最大十 オークラプレステージタワー東京都港区虎ノ門二丁目十番四号代表取締役 ラウル・リエンダ・セビー 日本風力エネルギー株式会社覧し、説明会を開催いたします (仮称)三戸風力発電事業 囲 ヤ 境

広報さんのへ

○令和6年4月号に掲載



広報しんごう

○令和6年3月号に掲載

風力発電事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

青森県三戸郡三戸町及び新郷村において、日本風力 エネルギー株式会社が計画している「(仮称)三戸風力 発電事業」に関して、環境影響評価法に基づく「環境影響 評価方法書」を以下のとおり縦覧いたします。

縦 覧 書 類 (仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書

縱 覧 場 所 新鄉村役場 農林課内

縦 覧 期 間 令和6年3月29日(金)~4月30日(火) (土・日・祝祭日を除く開庁時)

意見書受付期間 令和6年3月29日(金)~5月14日(火)

縦覧場所の意見書箱に投函、又は下記 問い合わせ先まで郵送ください。

説明会開催日時 令和6年4月12日(金)午後1時30分~ 説明会開催会場 新郷村都市農村交流センター(美郷館)

問い合わせ

日本風力エネルギー株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4

オークラプレステージタワー17階

担 当:アクセル、矢島 111.03-6452-9777

11 広報 (んごう R6 (2024). 3月号

広報たっこ

○令和6年4月号に掲載

■ (仮称) 三戸風力発電事業環境影響評価方法書の 縦覧及び説明会開催のお知らせ

「(仮称) 三戸風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、説明会を開催いたします。

▼事業名称 (仮称) 三戸風力発電事業 ▼事業者 日本 風力エネルギー株式会社 ▼事業の種類 陸上風力発電 ▼対象事業実施区域 三戸郡三戸町及び新郷村 ▼縦覧場所 田子町役場 2 F 談話室 ▼インターネットによる公表 https://venaenergy.co.jp/5049 ▼縦覧期間 3月

29日(金)~4月30日(火) 縦覧場所の開庁時間内 ▼意 見書受付期間 3月29日(金)~5月14日(火)

※環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏 名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間 終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただく か、下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

▼説明会 (開催日時、会場)

4月12日(金) 18時30分~ 田子町中央公民館

間日本風力エネルギー株式会社(担当:アクセル、矢島) 〒105-0001東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17階 ☎03-6452-9777

広報とわだ

○令和6年4月号に掲載

(仮称) 三戸風力発電事業環境 影響評価方法書の縦覧および説 明会開催

【環境影響評価方法書の縦覧】

事業名称 (仮称) 三戸風力発電 事業

事業者名称 日本風力エネルギー㈱ 対象事業実施区域 三戸郡三戸町 および新郷村

縦覧場所 政策財政課、西コミュニティセンター

縦覧期限 4月30日似 各縦覧場 所の開庁・開館時間内

意見書受付期限 5月14日(火) ※環境保全の見地から意見がある 人は、意見書に住所・氏名・意見 (意見の理由を含む)をご記入の うえ、5月14日(火までに、縦覧 場所に備え付けの意見書箱に投函 するか、郵送してください(当日 消印有効)。

郵送先 〒 105-0001 東京都港区 虎ノ門 2-10-4 オークラプレス テージタワー 17 階 担当:アク セル、矢島

インターネットによる公表

https://venaenergy.co.jp/5049

【住民説明会】

とき 4月13日出) 午前10時~ ところ 西コミュニティセンター 間日本風力エネルギー(株)

2 03-6452-9777



22 広報 とかせ 2024年 (令和6年) 4月号

当社ウェブサイト掲載内容

○令和6年3月29日(金)より、当社ウェブサイトに掲載



*A



意見書の送付について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和6年5月14日(火)までに下記宛へご郵送ください(当日消印有効)。

郵送の場合

宛先:〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラブレステージタワー17階 日本風力エネルギー株式会社 アクセル、矢島 宛

意見書用紙はここちらよりダウンロードください。

●記載事項

- ・氏名、住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)又は連絡先
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。)

住民説明会の開催を予定する場所・日時について

場所:三戸町杉沢ふるさと会館(三戸町大字貝守字杉沢向平57番地2)

日時:令和6年4月11日(木)18時30分~

場所:新郷村都市農村交流センター (美郷館) (新郷村大字戸来字風呂前10番地)

日時:令和6年4月12日(金)13時30分~

場所:田子町立中央公民館(田子町田子柏木田169番地)

日時: 令和6年4月12日(金)18時30分~

場所:十和田市西コミュニティセンター(十和田市奥瀬中平70番地3)

日時:令和6年4月13日(土)10時~

お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17階

日本風力エネルギー株式会社 宛

TEL 03-6452-9777 (担当: アクセル、矢島)



青森県ウェブサイト掲載内容



十和田市ウェブサイト掲載内容



田子町ケーブルテレビ掲載内容

(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書業覧・説明会

(仮称) 三戸風力発電事業について環境影響評価の調査、予測及び評価の手 法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに 、説明会を開催いたします。

●事業名称

(仮称) 三戸風力発電事業

●事業者

日本風力エネルギー株式会社

●事業の種類

陸上風力発電

●対象事業実施区域 三戸郡三戸町及び新郷村

田子町役場2F 談話室

●縦覧場所

●インターネットによる公表 https://venaenergy.co.jp/5049

縦覧期間

令和6年3月29日(金)~令和6年4月30日(火)

[決定ボタン]で閉じる

↑↓でメニューを選択して決定ボタンを押してください。

|(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書繼覧・説明会

縦覧場所の開庁時間内(平日午前8時15分~午後5時)

- ●意見書受付期間 令和6年3月29日(金)~令和6年5月14日(火) ※環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見 (意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦覧 場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へご郵 送ください。(当日消印有効)
- 説明会(開催日時、会場) 令和6年4月12日(金)18時30分~ 田子町中央公民館(田子町大字田子字柏木田169

〈問い合わせ先〉

日本風力エネルギー株式会社

[決定ボタン]で閉じる

↑↓でメニューを選択して決定ボタンを押してください。

「(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)三戸風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記まで郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入の上、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

- ○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-4 オークラプレステージタワー17 階 日本風力エネルギー株式会社 アクセル、矢島 宛
- ○意見書の提出期限 令和6年5月14日(火)〔当日消印有効〕

意 見 書

令和6年 月 日

項目	ご 記 入 欄
お 名 前 法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご 住 所 法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地	₸
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見	

- 注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いいたします。
 - なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
 - 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。